

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成25年7月16日
【四半期会計期間】	第24期第1四半期（自平成25年3月1日至平成25年5月31日）
【会社名】	株式会社ティーツー
【英訳名】	TAY TWO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 久志
【本店の所在の場所】	岡山市北区今村650番111 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記にて行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田七丁目1番1号住友五反田ビル5F
【電話番号】	03-(5719)-4580(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤原 克治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期 第1四半期連結 累計期間	第23期 連結会計年度
会計期間	自平成25年3月1日 至平成25年5月31日	自平成24年3月1日 至平成25年2月28日
売上高(千円)	7,564,331	34,202,344
経常利益(千円)	103,296	619,425
四半期(当期)純利益(千円)	39,967	244,975
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	42,521	245,444
純資産額(千円)	5,408,758	5,438,277
総資産額(千円)	10,709,273	12,149,932
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	77.49	473.83
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	77.27	-
自己資本比率(%)	50.5	44.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、第23期第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、第23期第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については記載しておりません。
4. 第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容において、重要な変更はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間より、カードフレックスジャパン株式会社の重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(新規事業について)

当社グループは、長期継続的な成長と存続の実現を目指して、新規事業への取り組みを行っております。事業化を目指して準備を進めている新規事業につきましては、複数の外部企業との協業が必要となるため、現在、その協業スキームを具現化する手続き、並びに監督官庁への登録手続きを行っております。当該スキームの構築には、一定の期間を要することから、新規事業の開始時期が遅延するリスクがあります。また、既に事業化したペットサプリメント事業につきましては、安定した収益を生み出すまでにある程度の時間がかかることも予想され、結果としていずれの場合においてもその期間の当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新規事業は不確定要素が多く、協業スキーム構築の目途が立たなかった場合もしくは当初期待した収益が得られない等の理由により、当該新規事業からの撤退という経営判断を下す可能性があります。その場合、それまでの投資負担や撤退コスト等が、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期累計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、米国経済の改善や新政権の経済政策への期待から円安、株高が進むとともに、輸出関連企業を中心に収益が改善する等、徐々に回復の兆しが見えております。一方個人消費については、資産効果により高額商品は持ち直しておりますが、消費者の節約志向は依然根強いものがあり、本格的な回復には至っておりません。

当社グループが属する業界におきましても、家庭用ゲームからソーシャルゲームへのシフト、新刊書籍・コミック誌の発行部数減少、電子書籍化等、外部環境の厳しさが増しております。

このような経営環境の下、当第1四半期連結累計期間の連結売上高は75億6千4百万円、連結営業利益は1億1百万円、連結経常利益は1億3百万円、連結四半期純利益は3千9百万円となりました。

なお、当第1四半期連結累計期間より、カードフレックスジャパン株式会社を連結対象範囲に加えたことに伴い、事業開始に向けた先行費用が計上され、収益面での影響がありました。

(注)前第1四半期累計期間は、四半期連結財務諸表の作成を行っていないため、前年同四半期比の表示は記載しておりません。

(事業の概況)

当社は、今後の成長が期待されるトレーディングカードの拡販に向けた取り組みとして、3月にトレーディングカード専門店である「トレカパーク日本橋店」を大阪市浪速区に出店いたしました。さらに、既存の古本市場店舗8店舗についても売場を改装し、トレーディングカードコーナーを拡大(前期よりトレカパーク店舗:累計28店舗達成)する等、お客様のニーズに応じた出店戦略により、将来的な業績向上の布石を投じてまいりました。

収益面におきましては、前期5店舗出店したTSUTAYA店舗のレンタル売上、EC事業の販売チャネル拡大、新品DVDの有力新作タイトル発売による売上増加が寄与したことに加え、店舗の業務効率化を中心としたコスト構造の見直しにより、固定費の削減に努めてまいりました。

しかしながら、新品ゲームの有力タイトルの発売が前期に比較して少なかったことから、新品ゲーム及び中古ゲームが低調に推移、加えて古本等既存の中古商材も低迷したため、売上は前期を下回り、当第1四半期累計期間における個別売上高は75億6千3百万円、個別営業利益は1億2千6百万円となりました。

(2)財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は107億9百万円となり、前連結会計年度末と比べて14億4千万円減少いたしました。これは主に現金及び預金の減少、商品在庫の圧縮によるものです。負債合計は53億円となり、前連結会計年度末と比べて14億1千1百万円減少いたしました。これは主に長短借入金、買掛金の減少によるものです。純資産は54億8百万円となり、前連結会計年度末と比べて2千9百万円減少いたしました。これは主に連結対象範囲変更の影響により、当期純利益が3千9百万円の計上にとどまった一方で、配当金の支払を5千6百万円行ったことにより利益剰余金が減少したためであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、現在の社会生活がグローバルな変化と無関係ではいられないことから、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売を行う古本市場店舗の運営等を通じて経済活動をともにするすべてのステークホルダーの利益に最大限の配慮を行い、すべてのステークホルダーに満足していただくことが最も重要であると考えております。このような当社の経営理念の実践を前提として、当社は、資本調達を通じてリスクをご負担いただく株主の皆様が、原則として当社の主権者であると認識しており、株主主権が企業価値(株主価値)と株主共同の利益の確保と向上に資する条件整備、すなわち株主の皆様と経営陣の情報共有に最大限の努力を行う必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売を行う「古本市場」を中心とするリアル店舗、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売をインターネットを通じて行うEC部門等を営んでおり、「ご家族で楽しめる廉価な娯楽の提供」を通じての事業運営を行っております。

当社では、この複合化やリサイクルのノウハウ・システム・人材・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・映像・音楽・ゲームという分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。

このように、当社の事業においては、顧客、従業員、取引先、株主、フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの

利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

したがって、当社の企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行うことによって確保・向上されるべきものと考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(買収防衛策について)の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました。

当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員としての地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること及びその理由

当該取組みは、平成22年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会(平成22年5月26日開催)において決議されましたが、平成24年開催の定時株主総会終結時までで満了を迎えたため、承継・更新することとし、平成24年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会(平成24年5月25日開催)において議案として諮り、出席株主の皆様の過半数の賛成を得ております。

また、その有効期間は、平成26年開催予定の定時株主総会終結時までとしております。そして、有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会で選任された取締役会で構成される当社取締役会の決議によって本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとしております。

したがって、当該取組みの継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の皆様の意思が反映され、株主の皆様が当社の主権者であるとの基本方針に沿うものと考えております。

当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと及びその理由

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、当該時点において株主の皆様及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

したがって、大規模買付ルールは、当社の株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えております。

また、大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様は、その法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

当該取組みが会社役員としての地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、当該取組みにおいては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

(注)平成25年4月15日開催の取締役会決議により、平成25年9月1日を効力発生日として、当社株式を1株につき100株の割合で分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用することを決議しております。また、当該株式分割及び単元株制度の採用に伴い、平成25年9月1日を効力発生日として発行可能株式総数を200,000,000株とする定款変更についても、併せて平成25年4月15日開催の取締役会及び平成25年5月27日開催の第23期定時株主総会において決議しております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年7月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	526,400	526,400	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	526,400	526,400	-	-

(注)1.「提出日現在発行数」欄には、平成25年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2.平成25年4月15日開催の取締役会決議により、平成25年9月1日を効力発生日として、当社株式を1株につき100株の割合で分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨、決定しております。
なお、効力発生日までに新株予約権の行使等が行われず、発行済株式数の変動がなかったと仮定した場合、株式分割後の発行済株式数は、52,640,000株となります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成25年3月1日～ 平成25年5月31日	-	526,400	-	1,165,507	-	1,119,796

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 10,652	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 515,748	515,748	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	526,400	-	-
総株主の議決権	-	515,748	-

【自己株式等】

平成25年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)ティーツー	岡山市北区今村650番111	10,652	-	10,652	2.02
計	-	10,652	-	10,652	2.02

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

また、前第1四半期連結累計期間（平成24年3月1日から平成24年5月31日まで）は四半期連結財務諸表を作成していないため、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書に係る比較情報は記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,655,699	1,525,112
売掛金	308,362	291,080
商品	4,264,169	4,092,376
貯蔵品	26,467	26,946
その他	566,959	580,837
流動資産合計	7,821,658	6,516,353
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	819,732	805,914
その他(純額)	720,753	663,132
有形固定資産合計	1,540,486	1,469,047
無形固定資産	307,616	298,476
投資その他の資産		
差入保証金	1,220,972	1,214,080
その他	1,259,198	1,211,316
投資その他の資産合計	2,480,170	2,425,396
固定資産合計	4,328,273	4,192,920
資産合計	12,149,932	10,709,273
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,034,205	566,878
短期借入金	450,000	-
1年内返済予定の長期借入金	623,397	785,084
未払法人税等	255,656	68,236
賞与引当金	63,882	11,750
ポイント引当金	235,397	229,020
その他	642,417	611,840
流動負債合計	3,304,956	2,272,810
固定負債		
長期借入金	2,377,729	2,042,793
退職給付引当金	300,848	312,142
役員退職慰労引当金	144,550	-
資産除去債務	417,099	423,235
その他	166,471	249,532
固定負債合計	3,406,698	3,027,703
負債合計	6,711,655	5,300,514

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,165,507	1,165,507
資本剰余金	1,119,796	1,119,796
利益剰余金	3,224,002	3,191,664
自己株式	73,659	73,659
株主資本合計	5,435,646	5,403,308
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	462	2,092
その他の包括利益累計額合計	462	2,092
新株予約権	3,092	3,357
純資産合計	5,438,277	5,408,758
負債純資産合計	12,149,932	10,709,273

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
売上高	7,564,331
売上原価	5,476,050
売上総利益	2,088,280
販売費及び一般管理費	1,986,455
営業利益	101,825
営業外収益	
受取利息	922
受取賃貸料	17,820
営業補償金	6,000
その他	3,262
営業外収益合計	28,004
営業外費用	
支払利息	11,018
不動産賃貸費用	14,333
持分法による投資損失	557
その他	624
営業外費用合計	26,533
経常利益	103,296
特別損失	
固定資産除却損	2,661
特別損失合計	2,661
税金等調整前四半期純利益	100,635
法人税等	60,668
少数株主損益調整前四半期純利益	39,967
四半期純利益	39,967

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	39,967
その他の包括利益	
其他有価証券評価差額金	2,554
その他の包括利益合計	2,554
四半期包括利益	42,521
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	42,521
少数株主に係る四半期包括利益	-

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(連結の範囲の重要な変更)

当第1四半期連結会計期間より、カードフレックスジャパン株式会社の重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成25年3月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

(役員退職慰労金)

当社は、役員の退職慰労金の支給に充てるため、役員退職慰労金を計上しておりましたが、平成25年5月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、同制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社所定の基準による相当額の範囲内において打切り支給することとし、支給時期はそれぞれの退任時とすることが決議されました。

これに伴い、当第1四半期連結会計期間において、役員退職慰労引当金を全額取崩し、打切り支給に伴う未払額112百万円を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年5月31日)
当座貸越限度額又は貸出コミットメント総額	4,200,000千円	4,200,000千円
借入実行残高	450,000	-
差引額	3,750,000	4,200,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
減価償却費	137,044千円
のれんの償却額	3,496千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成25年3月1日至平成25年5月31日)

配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月27日 定時株主総会	普通株式	56,732	110	平成25年2月28日	平成25年5月28日	利益剰余金

(2)基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成25年3月1日至平成25年5月31日)

当社グループの事業セグメントにおいては、マルチパッケージ販売事業の比率が極めて高く、その他の事業セグメントは金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	77円49銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	39,967
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	39,967
普通株式の期中平均株式数(株)	515,748
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	77円27銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	1,506
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(追加情報)

当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年4月15日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の採用を決議いたしました。平成25年9月1日を効力発生日として、当社株式1株につき100株の割合をもって分割し、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用いたします。

なお、当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当第1四半期累計期間における1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額	77銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	77銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月12日

株式会社テイツー
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員

公認会計士

岩田亘人 印

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士

熊谷康司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テイツーの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テイツー及び連結子会社の平成25年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。